

「基本設計方針の変更前後の記載の考え方について」に関する
基本ロジック（共通 05）

- 設工認においては、安全機能を有する施設の詳細設計を記述する必要がある一方、既工認との記載内容の変更箇所を示すことによりその妥当性を示すべき設計範囲を明確化できる。
- 例えば、基本設計方針において記載すべき内容に変更が生じた場合、既認可で記載し実施することを宣言している事項を変更前として記述し、新たな記載、変更した記載を明確にして、設計の妥当性を示すことが設計全体での技術基準適合性を示すうえで合理的である。
- これを踏まえ、基本設計方針の変更前後への記載の考え方について、以下の通り整理した。
- ・ 新規制基準による規則要求の変更有無を踏まえ、発電炉での記載方法を踏襲して「新規制基準の要求により、本申請において、過去の設計方針からの記載事項の変更が生じるもの」を変更後に記載する。
 - ・ 変更前については、既認可等を基に設計方針を記載したものと、「記載の適正化」として様式-7の設計方針を記載したものがあり、既許可、既認可での記載事項との紐づけを行うことにより、実質的に変更がないことを示す。
 - ・ 上記紐づけにおいては、変更前の記載を「既許可、既認可から同様の記載があるもの」と「既許可、既認可と全く同じ記載ではないが、既許可、既認可で示した設計を詳細展開したもの」、「既許可、既認可に記載されていないが同様の設計を行っていたこと等の理由から記載の適正化を図ったもの」に分類して示す。
 - ・ 記載の適正化を図ったもの等については、事業者としてどのような設計対応を行っているのかを示す。

以 上